

同好会細則

平成 24 年 4 月 1 日 制 定

(目 的)

第 1 条 この規定は、一般社団法人札幌放射線技師会（以下、「当法人」という）定款に基づいて 同好会（以下、「当会」という）の運営及び活動に際して必要な組織並びに機構を定め、会員の親睦を図ることを目的とする。

(会の構成)

第 2 条 当法人会員であって、定款第 4 条第 8 号に定められた趣旨に従って、当法人が会員に助成するため、結成しようとする会に賛同した会員により構成されること。

第 3 条 当会は、構成会員 10 名以上の会員数がなければ成立しない。

(申 請)

第 4 条 当会を結成しようとする場合は、会員名簿と申請書を当法人に提出する。

(会の登録)

第 5 条 当会の申請に対し、当法人理事会に於いて協議の上決定する。

(組 織)

第 7 条 当会の登録が認められたら直ちに責任者をおかななければならない。

(活動報告)

第 8 条 責任者は年度毎に総会に当会活動内容の報告を行わなければならない。

(会の解散)

第 9 条 当会が長期にわたり活動を休止しているかまたは、当会責任者より解散の申請がされた場合には、当法人理事会に於いて協議の上決定する。

附 則

1. この細則を改廃するときは、理事会の決議によらなければならない。
2. この規程は、一般社団法人の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。